でんき契約約款料金表

でんき契約約款（以下「でんき約款」といいます。）に基づき提供される au エネルギー&ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）の電気の供給等のサービス（別表に定める対象外サービスを除きます。）における電気料金およびその請求等の条件についてはこのでんき契約約款料金表（以下「料金表」といいます。）において，当社が定めます。本料金表のほか，KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の WEB de 請求書ご利用規約，au かんたん決済会員規約，「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下，これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにでんき約款および料金表による電気供給サービスに関連する当社または KDDI が定める諸規程（当社または KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが，これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は，本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾，抵触が生じた場合は，当該諸規程を優先して適用するものとします。

1 契 約 種 別

（1） この料金表の契約種別は，次のとおりといたします。なお，提供エリアは，でんき約款別表 2（提供エリア）のとおりです。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	プランＭ（北海道） プラン Ｌ（北海道）
	東北電力エリア	プランＭ（東北） プラン Ｌ（東北）
	東京電力エリア	プランＭ（東京） プラン Ｌ（東京）
	中部電力エリア	プランＭ（中部） プラン Ｌ（中部）
	北陸電力エリア	プランＭ（北陸） プラン Ｌ（北陸）
	四国電力エリア	プランＭ（四国）
	九州電力エリア	プランＭ（九州） プラン Ｌ（九州）

（2） プラン Ｍ（北海道）およびプラン Ｌ（北海道）については，2021 年 2 月 17 日をもって，当社が適当と認めたときを除き，新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

１－１ プラン Ｍ

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

北海道，東北，東京，中部，北陸，九州	契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。
四国	使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道，東北，東京，中部，北陸，九州	イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

(4) 料金

イ プランM（東北），プランM（中部），プランM（北陸），プランM（四国），プランM（九州）

基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。

料金は，2（プランM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

ロ プランM（北海道），プランM（東京）

基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。

料金は，2（プランM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および 9（電源調達等調整）(1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1－2 プランL

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

イ プランL（東北），プランL（中部），プランL（北陸），プランL（九州）

基本料金および電力量料金は３（プランＬ料金表）のとおりといたします。

料金は，３（プラン Ｌ 料金表）によって算定された金額，７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および ８（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

ロ プランＬ（北海道），プランＬ（東京）

基本料金および電力量料金は３（プランＬ料金表）のとおりといたします。

料金は，３（プラン Ｌ 料金表）によって算定された金額，７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，８（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および ９（電源調達等調整）(1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（７（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

２ プランM料金表

(1) プランM（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	32.21円（35.43円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）
280キロワット時をこえる １ キロワット時につき	41.31円（45.44円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	367.00円（403.70円）

(2) プランM（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）
契約電流40アンペア	1,344.00円（1,478.40円）
契約電流50アンペア	1,680.00円（1,848.00円）
契約電流60アンペア	2,016.00円（2,217.60円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円（359.57円）

(3) プランM（東京）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円（29.99円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円（36.59円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円（40.68円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円（321.42円）

(4) プランM（中部）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）

契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	241.87円（266.05円）

(5) プランM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

(6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 （666.99円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.87円 （30.65円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円 （37.27円）
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.08円 （40.78円）

(7) プランM（九州）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3 プランＬ料金表

(1) プランＬ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）

(2) プランＬ（東北）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）

(3) プラン L （東京）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円（29.99円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円（36.59円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円（40.68円）

(4) プラン L （中部）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

(5) プラン L （北陸）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）

(6) プラン L （九州）

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

4 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

(1) 基本料金，最低料金，最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，4月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については，検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを1月とみなして上式を適用し，合算して算定いたします。

(2)　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ　プランM（四国）

$$最低料金適用電力量＝11\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$第\ 1\ 段階料金適用電力量＝109\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第\ 2\ 段階料金適用電力量＝180\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　プランM（北海道）およびプラン L （北海道）

$$第\ 1\ 段階料金適用電力量＝120\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第\ 2\ 段階料金適用電力量＝160\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ　その他の料金種別

$$第\ 1\ 段階料金適用電力量＝120\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第\ 2\ 段階料金適用電力量＝180\ キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

二 イ，ロまたはハによって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

でんき約款17（料金の算定）(1)の場合は，料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は，料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

5 料金等の支払方法

(1) 当社は，料金その他のでんき約款および本料金表に基づく債権（以下「料金等」といいます。）について，KDDI に譲渡するものとし，お客さまは当社または KDDI が定める期日までに，当社または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

(2) (1)において，料金等は，支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 料金等について，当社または KDDI は，当社または KDDI に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(4) 当社および KDDI は，口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは，当社または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い，その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは，本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは，次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし，当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）

(5) 当社および KDDI は，料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後，サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって，当社または KDDI がその支払いの事実を確認でき

ないときを含みます。）は，当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは，次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし，当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）

(7) お客さまは，料金その他の債務について，支払期日の経過後に支払う場合，料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1　2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）
2　払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考　当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は，関連規程又は諸規程に定めるところによります。

6 延滞利息

お客さまは，料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には，支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社または KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は，閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として，当社または KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

7 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，4月については，検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し，合算して算定いたします。

なお，プランM（四国）における最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし，1の料金算定期間に4月の検針日および4月の検針日の前日のいずれも含む場合は，検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて4(日割計算の基本算式）(1)を準用し，合算して算定いたします。この場合，「日割計算対象日数」は，「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

8 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格の単位は，100円とし，その端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α，β，およびγは，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

プランM（北海道） プラン L（北海道）	α＝0.1874	β＝0.0899	γ＝1.0036
プランM（東北） プラン L（東北）	α＝0.0259	β＝0.2563	γ＝0.8915
プランM（東京） プラン L（東京）	α＝0.0048	β＝0.3827	γ＝0.6584
プランM（中部） プラン L（中部）	α＝0.0275	β＝0.4792	γ＝0.4275
プランM（北陸） プラン L（北陸）	α＝0.0415	β＝0.0745	γ＝1.2499
プランM（四国）	α＝0.0875	β＝0.0770	γ＝1.1770
プランM（九州） プラン L（九州）	α＝0.0053	β＝0.1861	γ＝1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(ｲ) 燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。）に，(3)ｲ(□)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(□) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

プランM（北海道） プラン L（北海道）	80,800円
プランM（東北） プラン L（東北）	83,500円
プランM（東京）	86,100円

プランＬ（東京）	
プランＭ（中部） プランＬ（中部）	45,900円
プランＭ（北陸） プランＬ（北陸）	79,800円
プランＭ（四国）	80,000円
プランＭ（九州） プランＬ（九州）	27,400円

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	６月ご使用分
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	７月ご使用分
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	８月ご使用分
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	９月ご使用分
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年１月ご使用分
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年２月ご使用分
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年３月ご使用分
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年４月ご使用分
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年５月ご使用分

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，プランＭ（四国）における最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，以下のとおりといたします。

イ プランM（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ イ以外

		税抜額（税込額）
プランM（北海道） プランL（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
プランM（東北） プランL（東北）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）
プランM（東京） プランL（東京）	1キロワット時につき	0.166円（0.183円）
プランM（中部） プランL（中部）	1キロワット時につき	0.212円（0.233円）
プランM（北陸） プランL（北陸）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
プランM（九州） プランL（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は，(1)イ平均燃料価格に準じるものとし，α，βおよびγは，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

プランM（北海道） プランL（北海道）	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000
プランM（東北） プランL（東北）	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000
プランM（九州） プランL（九州）	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

また，離島基準燃料価格は，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

プランＭ（北海道） プランＬ（北海道）	79,300円
プランＭ（東北） プランＬ（東北）	79,300円
プランＭ（九州） プランＬ（九州）	79,300円

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
プランＭ（北海道） プランＬ（北海道）	１キロワット時につき	0.001円（0.001円）
プランＭ（東北） プランＬ（東北）		0.001円（0.001円）
プランＭ（九州） プランＬ（九州）		0.003円（0.003円）

(4) 燃料費調整単価の掲示

当社は，燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

9 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

電源調達等調整単価　＝固定単価＋変動単価

(ｲ) 固定単価

固定単価は，以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	7.00円（7.70円）

(ﾛ) 変動単価

変動単価は，auでんきサービス（auでんき需給約款，auでんき需給約款（【法人】でんきＬプラン負荷）およびauでんき需給約款（低圧電力)に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下auでんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量，料金および電源の調達費用の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

変動単価＝Ｄ－Ｅ

Ｄ＝各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの電源調達等調整費用

Ｅ＝各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの売上

なお，変動単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が7円を超える場合，変動単価は7円とし，-7円を下回る場合，変動単価は-7円といたします。また，各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの売上の単位は，1厘とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（ｉ） 1キロワット時当たりの電源調達等調整費用は，本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第１条第２項第2号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用，調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を，各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

（ⅱ） 1キロワット時当たりの売上は，本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金，電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を，各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

ロ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は，その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

ハ　電源調達等調整額

電源調達等調整額は，その1月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2)　電源調達等調整単価の掲示

当社は，電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

附　　則（実施期日）

この料金表は，2023 年 12 月 1 日から実施いたします。